

# 令和4年7月 遊佐町農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日程 令和4年7月25日(月) 午後1時00分～午後3時00分
2. 場 所 遊佐町役場 第4会議室
3. 会議に付した議案

- 報告事項1 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について  
 報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知受理について  
 報告事項3 賃借料変更通知書の受理について  
 報告事項4 農地法第4条1項第9号の規定による農地転用届出について

- 議 第14号 非農地証明願いについて  
 議 第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
 農用地利用集積計画の決定について

## 4. 出席委員 (16名中15名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤勝広	2	三浦祐輝	3	荒生あや子	4	高橋敬
5	小松正志	6	今野忠勝	7	小野寺一博	8	菅原幸男
9	鈴木一弥	10		11	高橋正樹	12	大谷進一
13	石垣建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐藤充

## 5. 欠席委員 (1名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
10	榊原一男						

## 6. 出席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

## 7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

## 8. 事務局出席者 (3名)

館内ひろみ事務局長、菅原恵里係長、遠藤史貴主事

## 9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0名 なし)

10. 会議の概要

事務局	<p>暑いところ皆様ご苦勞様です。          皆さんお揃いですので、遊佐町農業委員会 7月の定例会を開催させていただきます。          初めに本日の出欠状況の報告を三浦懲罰副委員長よりお願いします。          (2番三浦祐輝委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2番三浦祐輝委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。          10番の榊原一男委員が届出欠席のため、欠席委員1名、出席委員15名で、過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。          以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
佐藤会長	<p>お忙しい中、大変ご苦勞様です。梅雨が上がったという報告がありましたが、今日あたりからポチポチ天気も良くなるのかなと思います。          7月といいますと、昨年の九州での線状降水帯等で大きな被害がありました。東京でも川の氾濫となっております。わが県では被害はありませんが長雨のせいで苗が若干伸びています。葉伸びするということで稲刈りまであまり伸びないでほしいのですが、これからの天気次第で心配があります。          先週から東京でも夏休みに入ったこともあり、コロナの感染者も500人以上とかなり増えています。この辺も夏休みに入りましたのでお盆休みとかで帰省等があり人が増えてきますので、皆さんも気を付けて過ごして下さい。          それでは、今日本総会に提出しました案件の慎重審議お願い致します。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。          それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤充会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。          恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。          (異議なしの声)          では2番の三浦祐輝委員、3番の荒生あや子委員をお願いします。          なお、書記は、事務局の遠藤主事を指名します。          それでは会議を始めます。総会次第に基づき進行いたします。          報告事項について、事務局より説明願います。          (事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。          (事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>説明いたします。          補足説明資料は、1ページからご説明いたします。          報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計11件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となって</p>

おります。

個別に説明させていただきます。

番号 22 計 9 筆、36,083 m<sup>2</sup>

番号 23 計 27 筆、40,737 m<sup>2</sup>

番号 24 36 m<sup>2</sup>、1 筆のみ

番号 25 36 m<sup>2</sup>、1 筆のみ

番号 26 計 4 筆、4,224 m<sup>2</sup>

番号 27 320 m<sup>2</sup>、1 筆のみ

番号 28 計 14 筆、6,602.13 m<sup>2</sup>

番号 29 計 16 筆、8,874.68 m<sup>2</sup>

番号 30 計 14 筆、28,416 m<sup>2</sup>

番号 31 500 m<sup>2</sup>、1 筆のみ

番号 32 計 7 筆、15,298.01 m<sup>2</sup>

以上 11 件、全て相続による所有権の取得です。

続きまして、報告事項 2. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知受理のみで足りる内容となっております。

それでは、個別に説明していきます。

番号 7 土地は、計 2 筆、11,262 m<sup>2</sup>

議第 15 号で売買を行うための解約となっております。

詳細については議第 15 号で説明します。

続きまして、報告事項 3. 賃借料変更通知書の受理について、今回の報告事項は、すべて農地中間管理機構を介した契約の賃借料変更です。番号 8-1、8-2 から総会議案書 8 ページの番号 14-1、14-2 までは、基盤整備事業に関する賃借料変更で、工事期間中で田が利用できないため賃借料を 0 円にするという変更になります。なお、件数が多いため個別の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、番号 15-1、15-2 と 16-1、16-2 は遊佐町参考賃借料の変更に合わせて賃借料が自動で変更されるものとなります。

番号 15-1、15-2 計 5 筆、3,589.69 m<sup>2</sup>

番号 16-1、16-2 計 13 筆、17,968.52 m<sup>2</sup>

借人は番号 15-1、15-2 と同じですが、貸人が異なるため別の番号となっております。

続きまして、番号 17-1、17-2 から総会議案書 12 ページの番号 22-1、22-2 までは先程ご説明しました番号 8-1、8-2 から番号 14-1、14-2 と同様に基盤整備事業の期間中に賃借料を 0 円とする変更となっております。こちらにつきましても個別の説明については省略させていただきます。

最後に、報告事項 4. 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による農地転用届け出について、番号 1 土地は、331 m<sup>2</sup>のうち 45.60 m<sup>2</sup> です。

農地を農地以外のものにするには、通常、農地転用許可を要しますが、一定の要件を満たすものについては許可不要となっております。

農地法第 4 条の、自己所有地を農地から農地以外のものにする場合ですが、第 9 号により農林水産省令に定められているものについては許可を要しないことになっておりまして、今回の場合は、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に定められているものとなります。

	<p>総会資料の 14 ページに抜粋したものを掲載しておりますが、「耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地（2 アール未満のものに限る。）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」に当てはまるため、許可ではなく届出ということになります。</p> <p>また、対象地は農用地域内にありますので、農用地域内に建築物を新築するなど開発行為を行う場合はこちらでも通常許可を要しますが、通常管理行為、軽易な行為、および、その他の行為において農林水産省令で定めるものについては許可を要しないことになっております。今回の場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 36 条第 1 項第 2 号のニに定められているものとなります。「建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は築造面積が 90 平方メートル以下であるもの」に該当するため、今回の案件は許可不要ということになります。</p> <p>届出地は、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外で農機具格納庫を整備するため届け出がなされたものです。届出者が新たな農機具を取得したことにより、既存の格納庫に収まらなくなったため、新たに格納場所を整備する必要が生じたことから届け出されたものです。</p> <p>6 月 29 日に三浦委員に現地調査を行っていただき、問題ないと判断いただいております。説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番伊原ひとみ会長代理が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番伊原ひとみ会長代理	<p>7 月 19 日に、第 2 会議室で委員 7 名全員が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 15 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 14 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書・朗読説明)</p> <p>なお、詳細につきましては、事務局員より説明いたします。</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局	<p>説明申し上げます。審査基準書は 1 ページ、補足説明資料は 6 ページからご覧ください。</p> <p>番号 3、土地は、計 3 筆 11,306 ㎡ です。</p> <p>申請地は都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外で、平成 8 年 6 月 25 日付けで当時の土地開発公社が公園用地として農地転用許可を受けておりましたが、平成 23 年頃まで遺跡発掘調査を実施しており、地目も農地のままとなっております。今後公園用地として整備計画の策定等を予定していることから相談があり、今回の申請に至ったものです。</p> <p>転用許可を受けてから 20 年以上農地として使用しておらず、非農地として証明しても問題ないと考えます。</p> <p>17 日に高橋土地専門部会長、大谷副部会長、鈴木寿一委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、このあと報告をお願いいたします。</p> <p>以上 1 件について、現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思っております。以上です。</p>
議長	それでは、11 番高橋正樹部会長から現地調査の報告をお願いします。
11 番高橋正樹部会長	はい、それでは報告いたします。今の事務局の話とほとんどダブりますが、平成 23 年ごろまで発掘調査をしており、それ以降も地目は農地のままでずっと今まで来たので今回の申請に至りました。今はシルバー人材から草刈りをしてもらって管理されておりました。将来的には、丸池様を含めた観光通りにしたいと言っておりました。何ら問題はないと思います。以上です。
議長	次に 12 番大谷進一副部会長からも現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷進一副部会長	報告します。ただ今部会長から説明がありましたが、私も現状を見たところ、草刈りはしていますが 20 年間も農地として使っていないということで、非農地証明でなんら問題ないと思います。以上です。
議長	最後に 14 番鈴木寿一委員からも現地調査の報告をお願いします。
14 番鈴木寿一委員	はい、この場所は、私が耕作している田んぼの向いなのでいつも見えています。ちゃんと草刈りもしているし後はもうこれしかないかと私も部会長と同じ意見です。以上です。
議長	<p>それでは、質疑にはいります。</p> <p>只今の議案の事務局の説明と委員からの現地調査の報告がありましたが、質問等ありましたら宜しくをお願いします。</p> <p>この田んぼは遺跡の発掘された田ですか？</p>
14 番鈴木寿一委員	遺跡のこんな壺の欠片みたいなのが出てきた田んぼです。
11 番高橋正樹部会長	この間、テレビにも出ていてビックリしてしまいました。
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>それでは無いようなので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 14 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、</p> <p>議第 14 号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 15 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定によ</p>

	<p>る農用地利用集積計画の決定について、について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務係長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務係長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は3ページからご覧下さい。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳につきまして、(1)所有権移転は1件、(2)利用権設定は新規設定はなし、再設定が2件、(3)利用権移転につきまして今回申請はありません。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは個別に説明します。</p> <p>(1)所有権移転について</p> <p>番号3 土地は、計2筆、11,262㎡</p> <p>総額3,941,700円の売買による所有権移転です。</p> <p>こちらにつきましては、報告事項2の解約と同時に行う所有権移転となっています。</p> <p>現地調査は小野寺委員に依頼しておりましたので、この後報告をお願いします。所有権移転についての説明は以上です。</p> <p>続きまして、(2)利用権設定について説明します。</p> <p>審査基準書は4ページへお進みください。それでは、順番に説明します。</p> <p>番号17、18につきまして、同一人と再設定です。</p> <p>番号17 土地は、計3筆、6,679㎡</p> <p>期間は10年です。</p> <p>番号18 土地は、計2筆、9,233㎡</p> <p>期間は3年です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1)所有権移転についての番号3について、7番 小野寺一博委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
3番小野寺一博委員	<p>はい。譲渡人のほうから譲受人のほうに売買の相談があったようで、それに対して私のほうにも相談がありました。</p> <p>現地調査を行ったところ、前から譲渡人の農地を譲受人が耕作していたということで今後、耕作することに対しては間違いはないと思われましたので大丈夫のようでした。</p>

議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と、委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>何かご意見等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(意見・質問なし)</p> <p>それでは質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 15 号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、これらの件については原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>これで、予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで7月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
----	--